## 参考資料６：津波避難協定書雛形例

## 津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書

津波時における一時避難施設としての使用に関し、○○株式会社（以下「甲」という。）と △△株式会社（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条 この協定は、津波が発生し、または発生するおそれがある場合における一時避難施設として、甲の所有する施設を使用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（使用用途）

第２条 この協定による施設使用用途は、一時避難施設とする。

（一時避難施設の使用）

第３条 甲は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を一時避難施設として乙に使用させるものとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 施設名称 | 　甲 大阪工場 事務所棟 |
| 所在地 | 　○○市□□町△丁目◎番△号 |
| 構造等 | 　鉄骨・鉄筋コンクリート造　４階建 |
| 耐震改修 | 　平成□□年に改修済 |

（使用範囲）

第４条 乙は、次に掲げる範囲を一時避難場所として使用するものとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 避難場所 | 　４階事務室及び会議室（約200m2）　（収容人数　約100名） |

（施設変更の報告）

第５条 甲は、使用施設の増改築等により、当該建物の面積等に変更が生じる場合、または何らかの事情により施設の使用が不可能となるときには、乙に連絡するものとする。

（利用の通知）

第６条 乙は、第３条に基づき一時避難施設として利用する際、事前に甲に対しその旨を、文書または口頭で通知する。

２ 乙は、一時避難施設の使用について緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、甲の承認した施設を一時避難施設として利用することができる。ただし、できるだけ早い時期に、乙は甲に対し使用した旨の通知を行う。

（目的外使用の禁止）

第７条 乙は、一時避難施設を第１条に規定する目的以外に使用しないものとする。

（費用負担）

第８条 施設の使用料は無料とする。

（施設・物品の破損時等の対応）

第９条 使用施設が一時避難施設として使用された場合の施設内の物品の破損又は紛失等が生じたときは、乙が復旧に係る費用を負担するものとする。

（原状回復義務）

第１０条 乙は、使用期間を終えたときは、使用施設を原状に回復しなければならない。

　 ２ 前項の施設の原状回復に要した費用は、乙が負担するものとする。

（避難時の事故等に係る責任）

第１１条 甲は、使用施設に乙の従業員が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。ただし、甲の責に帰すべき事由による事故等については、この限りでない。

（使用期間）

第１２条 一時避難施設の使用期間は、強い地震を感じたとき、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、または津波警報が発表されたときから、津波警報の解除等により津波のおそれがなくなったときまでとする。

（一時避難施設の終了）

第１３条 乙は、一時避難施設の使用を終了する際は、一時避難施設使用終了届を提出する。

（協議）

第１４条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲、乙双方が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第１５条 この協定の締結期間は、協定の日から平成○○年３月３１日までとする。

２ 前項の期間満了の日の１か月前までに、甲、乙いずれかから申し出がない場合は、この協定は期間満了の日の翌日からさらに３年間更新されるものとし、以降も同様とする。

上記協定の証として、協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

*平成○○年○○月○日*

甲

乙